議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和８年９月２９日（火）

杉 並 区 議 会

目　　次

議会運営委員会理事会の会議記録について　…… 3
議案審査結果報告について　…… 3
第３回定例会の日程について　…… 3
本会議の日程について　…… 4
諸課題検討会の検討結果の一部報告について　…… 4
印刷室コピー機の撤去について　…… 5

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日　　時	令和８年９月２９日（火）　　午後０時５９分～午後１時０５分
場　　所	第２委員会室
出席理事 （８名）	理　事　矢　口　やすゆき　　理　事　わたなべ　友　貴 理　事　山　田　　耕　平　　理　事　渡　辺　　富士雄 理　事　ひわき　　岳　　理　事　ブランシャー明日香 理　事　田　中　　朝　子　　理　事　宇田川　　ゆうじ
欠席理事	（なし）
理事以外の 出席議員	議　　長　木　梨　もりよし　　副議長　中　村　　康　弘
出席理事者	（なし）
事務局職員	事務局長　秋　吉　誠　吾　　事務局次長　村　野　貴　弘 庶務係長　田　口　昌　実　　議事係長　蓑　輪　悦　男 担当書記　田　代　り　か

（午後　０時５９分　開会）

矢口理事　これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

矢口理事　初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、８月31日の１回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案審査結果報告について》

矢口理事　次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料１を御覧ください。令和８年第３回定例会委員会付託議案審査結果でございます。総務財政委員会、議案第87号については原案を可決すべきものと決定。

以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、本会議において議案審査報告書等を御確認願います。

《第３回定例会の日程について》

矢口理事　次に、第３回定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料２を御覧ください。９月28日月曜に開催した総務財政委員会について、議案審議等に時間を要したため、10月２日金曜午後１時15分から再度、総務財政委員会を開催し、請願審査並びに報告聴取及び質疑を実施することとなったため、日程を追加します。追加日程は網かけ部分です。

以上、日程の追加を提案させていただきます。

なお、説明員は報告事項に関係する者のみ出席とします。

以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、この件については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《本会議の日程について》

矢口理事　次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長　この後、午後１時30分から本会議を開会。会議録署名議員は４番奥山たえこ議員、３０番杉浦がくし議員。日程は、総務財政委員会の議案審査報告、採決。

以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、ただいまの説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《諸課題検討会の検討結果の一部報告について》

矢口理事　次に、諸課題検討会の検討結果の一部報告についてです。

まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長　資料３を御覧ください。諸課題検討会において、議会運営委員会から指定された課題について検討を進めているところですが、今般、課題の一つである願意が満たされた請願・陳情の取扱いの検討が終了したため、資料のとおり報告するものです。

報告書の各会派の意見としては、請願・陳情の委員会審査において、質疑等により願意が既に達成されている、既に措置済みであるなど、願意が満たされていることが確認できた場合、会派としての賛否は不採択であるとの意見が10会派からあり、何らか統一的な基準を決めたほうがよいとの意見が７会派からありました。一方、現行の運用のままでよい、各議員の表決権等を制約することはできないなどの意見もあり、本課題の対応について統一するには至りませんでした。

事務局からの説明は以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、御質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、本報告の取扱いについてですが、報告書で理事会所属会派の意見では、願意が満たされた請願・陳情は不採択であると認識が一致しております。今後の取扱いについては、何らか統一的な基準を決めたほうがいいとの意見と現行の運用のままでよいとの意見で分かれています。何らかの基準を設ける場合、申合せなど、理事会、議運で全会派意見の一致が必要になってきます。そのため、考え方の合意はできているものの、新たに基準、ルールを設けることは難しいことになりますが、そのような結論でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　ありがとうございます。それでは、この件は、この後開催の議会運営委員会でも確認することといたします。

《印刷室コピー機の撤去について》

矢口理事　次に、印刷室コピー機の撤去についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局次長　印刷室に設置しているコピー機は平成28年度に導入され、現在、使用11年目を迎えているところです。今般、リース会社からメーカー部品保証がなくなるため、新たな保守契約を結ぶことができないことを告げられました。現在は再リースのため年8,000円余で借りていますが、新規で導入すると安価な機器でも年13万弱かかり、最低でも５年間は使用することとなります。また、保守消耗品供給、つまり皆様にとってはコピー代ですが、１枚当たり用紙込みで５円だったものが、新規契約では、用紙は御自身で持込みで９円となる見込みです。近年の使用実績を見ると、令和６年度は２会派のみ、月平均で約22枚の使用、令和７年度は３会派、月平均約19枚の使用、今年度は現在まで使用実績がない状況でございます。複合機のコピー機能の活用といった代替手段があること、また、近年使用されていた会派から必ずしも必要ではないと確認したことから、印刷室コピー機のリース更新を見送り、機器を今年度末で撤去することについて御理解いただければと思います。

説明は以上でございます。

矢口理事　ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　それでは、説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

矢口理事　なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

（午後　１時０５分　閉会）